

令和7年度～令和9年度 厚木西高等学校「不祥事ゼロプログラム」

厚木西高等学校は、不祥事の完全防止に向けて、職員一人ひとりが自らの課題として受け止め、全校をあげて取り組み、行動していくことを目標として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

厚木西高等学校「不祥事ゼロプログラム」の実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長、副校長、教頭及び事務長を補佐し、教職員の中核となりプログラムの推進を図る。

2 目標及び行動計画

令和7年度～令和9年度も、次の①から⑨を重点課題として、校内の自主啓発活動に取り組む。

- ① 法令遵守意識の向上(法令の遵守(高い倫理観の保持及び不祥事の根絶)、服務規律の徹底)
【必須事項】

目標:「公務員倫理意識の徹底」

行動計画:4月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ② 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策(パスワードの設定、誤廃棄防止)

目標:「個人情報の流出防止と情報管理の徹底」

行動計画:5月・9月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ③ 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止【必須事項】

目標:「体罰・不適切な指導の根絶」

行動計画:6月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ④ 体罰、不適切な指導の防止【必須事項】

目標:「体罰・不適切な指導の根絶」

行動計画:7月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ⑤ 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)

目標:「情報を共有するための具体的な方法とチェック体制のあり方について」

行動計画:8月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ⑥ 財務事務等の適正執行

目標:「会計事務における不適正処理の防止」

行動計画:10月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ⑦ 交通事故防止、飲酒・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

目標:「交通事故防止、飲酒・酒気帯び運転防止のための啓発」

行動計画:11月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ⑧ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止【必須事項】

目標:「マニュアルに基づく確実な業務の実施と点検体制の確立」

行動計画:12月・2月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

- ⑨ 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止【必須事項】

目標:「ハラスメントは著しい人権侵害であることを理解し、人権感覚を磨く」

行動計画:1月・3月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

3 具体的な取組事項

(1) 公務外非行等に係る不祥事の防止のための法令遵守・服務規律の徹底

わいせつ行為、窃盗など、教育公務員あってはならない事案が引き続き発生していることを踏まえ、「神奈川県職員行動指針ハンドブック」の内容を啓発し理解を深める。

(2) 管理職による不祥事根絶メッセージの発信(朝の打合せ・職員会議等)

不祥事の未然防止について、一人ひとりの職員に対して丁寧に直接語りかける場を設け、積極的なアプローチに努める。

(3) 学校現場に特有の不祥事や公務上発生する不祥事の防止

ア わいせつ・セクハラ行為の防止

(ア) コミュニケーション手段の適正な利用

自校生徒に対するわいせつ行為等の根絶には、教職員と生徒との適切な距離感、適切な指導のあり方を示すことが求められていることから、平成 28 年4月 26 日付け通知で示した、生徒の連絡先の適切な収集方法及び連絡方法についてのルールを徹底する。LINE 等により生徒と連絡をとりあうことは絶対にしてはいけないことを再度徹底する。

また、生徒に対しても、携帯電話等による教職員との連絡について、適切な方法をとるよう注意喚起を図る。

(イ) 教科準備室等の適切な利用

教科準備室や部室内で不適切な行為等が起きないように、密室化しない環境の整備や管理職による定期的な巡視などの対策を講ずる。

(ウ) 生徒のセクハラに対する意識の啓発、相談体制の周知

生徒に対し、スクールセクハラ等についての理解を深めさせるとともに、教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を構築し、組織的な対応を図る。

イ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止の徹底

教務手帳を職員室で一元的に管理し、その適切な利用に努め教職員の意識啓発を図る。マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り組む。入学者選抜に関する事務についても、「基本マニュアル」等の見直しを行い、誤りのない事務処理に努める。また、定期試験答案についても、原則、持ち出し禁止とする。

ウ 生徒に係る個人情報扱う際の意識の再徹底

学校では日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの事案の未然防止に努める。誤廃棄を防ぐため、定期試験後から一定期間はシュレッダーの使用を禁止する。

エ 体罰、不適切な指導の防止

「体罰防止ガイドライン」を活用して、体罰によらない指導への理解を深めるとともに、部活動指導においては、顧問教員間の相互チェックが働く体制を整える。また、生徒に対しても、体罰等についての理解を深めさせ、教職員等から体罰などの不適切な行為を受けた際に相談が受けられる体制をとるなど組織的に対応していく。これらを通じ、教職員全員が体罰を許さないという意識を持ち続け、徹底を図る。

(4) 懲戒処分者の多い年代に対する不祥事防止の意識付け

採用後5年以内の職員や臨時的任用職員に対して、管理職や同僚による声かけの定期的な励行や所属内の相談体制の整備を進め、経験の浅い職員が孤立しないよう、風通しのよい職場づくりに努める。また、全職員に対して管理職が個別面談や指導を通じて、服務規律や公務員としてのモラルの確認と徹底を図る。

(5) 県民対応の基本の再確認

公務員・社会人としての自覚をもった県民(県民・生徒・保護者・来客)対応の基本を再確認し、電話対応・来客対応についての基本ルールを徹底する。

(6) 職員一人ひとりによる主体的な取組

学校における不祥事防止対策は、不祥事防止会議など組織的な活動が中心となっているが、職員一人ひとりが主体的に不祥事防止について考え、行動するようにするため、職員全員が作成に参加する機会を設けることとする。

4 検証

(1)中間検証(10月下旬)

2、3に規定する行動計画、取組事項について、毎年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、10月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2)最終検証(3月)

2、3に規定する行動計画、取組事項について、毎年3月初旬に実施状況を確認するとともに各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、次年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

令和10年3月初旬に実施状況を確認し、学校ホームページにて公表する。

6 不祥事防止会議

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議(企画会議)が行う。